

院外処方箋に関する薬剤の一般的名称の記載について

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

その一環として、院外処方箋に薬剤の一般的名称(有効成分)を記載し交付(一般名処方)する場合があります。

医薬品の供給不足で供給状況が変わる場合には、一般名処方を行うことで、有効成分が同じ先発医薬品や複数の後発医薬品の中から供給可能な薬剤を選択することができ、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和8年6月

県立薩南病院 院長